

令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(防衛省03-⑧)

施策名	産業基盤の強靱化			担当部局名	防衛装備庁		
施策の概要	<p>我が国の防衛産業は、装備品の生産・運用・維持整備に必要不可欠の基盤である。高性能な装備品の生産と高い可動率を確保するため、少量多種生産による高コスト化、国際競争力の不足等の課題を克服し、変化する安全保障環境に的確に対応できるよう、産業基盤を強靱化する必要がある。</p> <p>このため、装備体系、技術基盤及び装備調達に係る各種施策に加え、企業へのインセンティブの付与も含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、装備品のサプライチェーンのリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める。さらに、我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、必要な運用改善に努める。同時に、装備品に係る重要技術の流出を防ぐため、知的財産管理、技術管理及び情報保全の強化を進める。以上の各種施策を通じて、コストダウンと企業競争力の向上を図ることにより、強靱な産業基盤の構築を目指すとともに、そのための更なる方策についても検討していく。</p>			政策体系上の位置付け	我が国自身の防衛体制の強化 (防衛力の中心的構成要素の強化における優先事項)		
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>①企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し</li> <li>②防衛技術の民生分野へのスピノフ等の推進</li> <li>③装備品のサプライチェーンのリスク管理強化</li> <li>④輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画</li> <li>⑤防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進</li> </ul>	目標設定の考え方・根拠	<p>【目標設定の考え方】 大綱に従い、統合運用による機動的・持続的な活動を行い得るものとするという、前大綱に基づく統合機動防衛力の方向性を深化させつつ、宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力として、多次元統合防衛力を構築していく。</p> <p>【根拠】 大綱、中期防</p>	政策評価実施予定時期	令和4年8月		
測定指標	目標		実績	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠			
① 企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し	防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入		令和5年度 別紙	<p>・中期防において次のとおり示されていることから、これらの取り組み状況を測定指標として設定。</p> <p>Ⅲ 自衛隊の能力等に関する主要事業 2 防衛力の中心的構成要素の強化における優先事項 (5) 産業基盤の強靱化  装備品の生産・運用・維持整備にとって必要不可欠である我が国の防衛産業基盤を強靱化するため、競争環境に乏しい我が国防衛産業に競争原理を導入し、民生分野の知見及び技術を取り入れ、装備品に係るサプライチェーンを強化するなど、政府として主体的な取組を推進する。こうした取組の一環として、防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入を含め、企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直しを行う。また、防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノフを推進する。さらに、装備品に係るサプライチェーンの調査等を通じてその脆弱性等に係るリスク管理を強化するとともに、輸入装備品等の維持整備等における我が国防衛産業の参画を促進する。</p> <p>我が国の安全保障に資する場合等に装備移転を認め得るとする防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進するため、諸外国との安全保障・防衛分野の協力の進展等を踏まえ、必要な運用改善に努めるとともに、情報収集・発信等のための官民連携の推進や、海外移転に際して装備品に係る重要技術の流出を防ぐための技術管理及び知的財産管理の強化、海外移転を念頭に置いた装備品の開発を進める。また、我が国防衛産業が国際的な取引を行うために必要となる情報セキュリティに係る措置の強化及び防衛産業を対象とした情報保全指標の整備を行う。さらに、我が国の強みをいかし、諸外国との間で、国際共同開発・生産を積極的に進める。</p> <p>このほか、装備品の製造プロセスの効率化や徹底した原価の低減などの施策に取り組み、これらの結果生じ得る企業の再編や統合も視野に、我が国防衛産業基盤の効率化・強靱化を図る。</p>			
② 防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノフを推進	【スピノフ】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピノフ】防衛用弾薬の製造技術を活用した民生品等製造の可能性を検討						
③ 装備品のサプライチェーンのリスク管理強化	サプライチェーン調査の実施、供給途絶などのリスクに対処するため、事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小企業の生産効率向上策の検討						
④ 輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画	輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求						
⑤ 防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進	情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進						
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和3年 行政事業 レビュー 事業番号
	30年度	令和元年度	2年度	3年度			
(1) 新多用途ヘリコプターの開発(H27)	12,876 (12,876)	0 (0)	0 (0)	0	5	UH-1Jの後継として、師団・旅団ヘリコプター隊、方面ヘリコプター隊等に装備し、空中機動、航空輸送等の各種任務に使用するため、新多用途ヘリコプターを開発する。	0119
(2) 多用途ヘリコプターの取得(H31)	0 (0)	531 (531)	4,602 (4,602)	3,847	5	厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模・特殊災害等への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機(陸自新多用途ヘリコプター)を取得する。	0120
(3) 大口径火砲用弾薬に係る調査(R2)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	35	3	弾薬の生産基盤の強靱化に必要な施策を検討するために、最新の弾薬技術や研究開発・製造のノウハウを体系的に整理する。	0196
(4) 防衛生産・技術基盤の維持強化に要する経費(H27)	519 (486)	334 (262)	310 (111)	447	3	我が国防衛に必要な高度な装備品を安定・継続的に取得するため、国内の防衛産業基盤の強靱化や、各国との防衛装備移転・技術協力の推進に資する施策の立案に必要な調査、情報発信及び情報収集を実施する。また、防衛情報オンラインサービスの利用やコンサルタント企業への調査依頼により、装備政策の立案及び装備・技術移転計画の検討に資する諸外国の防衛装備品及び防衛産業に関する情報を収集する。	0241

(5)	防衛装備移転等に関する調査(H29)	204 (133)	151 (188)	252 (252)	242	5	平成26年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。 協力が見込まれる諸外国の調達制度、防衛生産・技術基盤、その他海外移転に必要な調査の実施を通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0242
(6)	防衛装備・技術協力に係る調整等(H28)	55 (2)	35 (3)	18 (4)	0	5	防衛省においては、防衛装備移転三原則の策定後、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、諸外国と政府間の協力枠組が構築されている。今後、防衛装備・技術協力の進展が見込まれる国において、現地で政府機関や関係企業との間で調整を行い、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0243
(7)	防衛装備・技術協力における通訳支援(H29)	24 (1)	15 (2)	15 (2)	15	5	防衛装備・技術協力に関する協議を円滑に実施することを通じて、より効果的な防衛装備・技術協力を実現することを本事業の目的とする。	0244
(8)	防衛装備協力(ASEAN諸国への民間技師派遣)(H28)	32 (5)	28 (5)	21 (5)	17	5	装備協力を行うにあたっては、装備品の相手国への移転のみならず、装備品の操作や維持修理に関する専門的な知識や経験を相手国の関係機関に提供することで、包括的かつ継続的に実施することが必要である。ASEAN諸国からは、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野における装備協力について日本側に期待が示されており、これらの分野における包括的な協力を実現することで、地域における自然災害への対応能力の向上やシーレーンの安全確保を通じて、地域の安定化への貢献につながる。	0245
(9)	防衛装備品等の海外移転推進のための諸施策(H30)	11 (3)	11 (3)	10 (35)	20	5	諸外国との防衛装備・技術協力における広報、説明、交渉等においてその支援となるツールの準備等を実施することにより、各国に我が国との防衛装備・技術協力の推進を促すことを目的とする。	0246
(10)	作業効率化促進(H16)	102 (98)	101 (59)	103 (98)	92	1	装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、標準的な工数を求める(以下、「工数鑑定」という。)ことにより、工数の妥当性の検証、非効率的な作業の排除が可能となり、防衛装備品等のより効率的な調達による予算執行の一層の適正化を図る。	0263
(11)	防衛装備品等のコスト削減を推進するための調査業務(H27)	89 (40)	28 (25)	0 (0)	40	1	厳しい財政状況の下、我が国が直面する安全保障上の課題に対応した防衛力の整備を確実に実施していくためには、装備調達の最適化及び産業基盤の強靱化につながる調達・契約手法を検討する必要がある。本事業においては、企業の効率的な投資を促し、競争環境の創出を図る企業評価といった手法等について調査・検討する。	0264
(12)	サプライチェーン調査結果活用データベースシステムの構築(H28)	49 (49)	50 (24)	50 (30)	19	3	昨今の厳しい財政事情や装備品等の高度化・複雑化に伴う単価上昇等を背景に調達数量は減少傾向にあり、国内の防衛産業について、プライム企業を頂点として構成される重層的なサプライチェーンの実態を適切に把握する必要がある。サプライチェーン情報をデータベース化し、迅速かつ適切な集約・管理・分析を実現し、サプライチェーンに関する現状及び問題点等を把握する。	0265
(13)	調達情報セキュリティ監査要員の養成(H16)	6 (4)	5 (4)	5 (3)	5	5	防衛省では、防衛省の「保護すべき情報」を取扱う防衛関連企業に情報セキュリティ監査を行っているところ。情報セキュリティ監査を担当する情報セキュリティ監査官及び保全専門官並びに契約担当官等の補助者(以下「担当者」という。)に対し、情報セキュリティ制度等についての知識及び技能を付与することにより、防衛関連企業が保有する「保護すべき情報」の流出・漏洩等を防止する。	0266
(14)	新情報セキュリティ基準対応に係る支援業務(H31)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	142	5	防衛省の「保護すべき情報」を取扱う防衛関連企業に対する情報セキュリティ基準を現行よりも強化するに当たり、部外コンサルティング等による専門的支援によって、新情報セキュリティ基準に対する適合確認等や定期的な監査を担う防衛省情報セキュリティ監査官の知識の習得・涵養に資する支援体制を構築するとともに、対象企業が速やかに新情報セキュリティ基準に適用するための支援を図る。	0267
(15)	ASEAN諸国等に対する防衛装備・技術協力(H31)	0 (0)	15 (2)	34 (15)	0	5	平成26年4月に閣議決定された防衛装備移転三原則の下、諸外国との安全保障・防衛協力の強化、共同研究・開発による装備品の能力向上、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化などを目的として防衛装備・技術協力を推進している。ASEAN諸国等は、基本的価値と戦略的利益を共有する我が国のパートナーであるほか、我が国の推進する「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンにおいて中心に位置する地域であり、当該地域における防衛装備・技術協力の推進・強化を図っているところ、これらを推進するための体制整備を行う。	0268
(16)	防衛装備行政を円滑に実施するための体制整備に係る経費(H31)	0 (0)	16 (0)	19 (7)	0	5	最適な装備品の取得のため、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を踏まえた各種施策を着実かつ適切に実施するとともに、諸外国との防衛装備・技術協力の推進・強化を図っているところ、これらを推進するための体制整備を行う。	0269
(17)	NATOカタログ制度の参加レベル引上げに関する経費(H31)	0 (0)	0 (0)	236 (235)	32	5	防衛省では、装備品等の品目識別に係る国際的な基準に適合した形で装備品等の補給・管理を効率的に行うとともに、我が国固有の装備品等の情報を諸外国に発信・共有することで、防衛装備・技術協力を推進できるよう、各国におけるTier2引上げの支援実績を有する部外専門機関からの技術的な支援及びシステムの機能追加改修により、NATOカタログ制度(※1)の参加レベル引上げ(Tier1(※2)からTier2(※3))に係る承認及びTier2国として運用可能な体制を整備し、Tier2に引上げ後は、他国が調達した日本製品の類別業務など新たに発生する業務の一部を部外委託にて実施する。 ※1(NATOカタログ制度): 装備品等の補給・管理を効率的に行うため、NATO諸国等との間で装備品等の情報を共有する制度。 ※2(Tier1): NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。 ※3(Tier2): NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ、自国の装備品等の情報を登録・発信できる。	0270
施策の予算額・執行額		13,967 (13,697)	1,320 (1,108)	5,683 (5,405)	4,953		施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 中期防衛力整備計画(平成31年度～平成35年度)(平成30年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議決定) Ⅲ-2-5(5)産業基盤の強靱化	

※達成手段の令和3年度行政事業レビューシートは、中間公表段階のものである。

# 令和3年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(別紙)

(防衛省03-⑧)

施策名		産業基盤の強靱化
測定指標	目標	施策の進捗状況
①企業間の競争環境の創出に向けた契約制度の見直し		
防衛産業の競争力の強化に資する取組の程度を評価指標とする企業評価制度の導入		
元年度		●コンサルティング企業とともに、防衛産業からサンプリング企業を3社選定のうえ、評価基準案の試験的シミュレーションを行った。
2年度		●業界団体や企業と意見交換等を実施し、制度の方針案を作成した。
②防衛技術の民生分野へのスピノフ及び革新的な製造技術を含む民生分野における先端技術の防衛産業へのスピノンを推進		
【スピノン】積層造形技術や人工知能を活用した防衛装備品の製造を検討 【スピノフ】防衛用弾薬の製造技術を応用した民生品等製造の可能性を検討		
元年度		●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。 ●防衛産業からのスピノフを促進する取組として、弾火薬分野における製品・技術の民生品への応用可能性の調査を実施した。
2年度		●積層造形技術の防衛装備品への適用可能性を調査し、当該技術のメリットや防衛産業への普及促進、当該技術を持つ中小企業の防衛産業への新規参入を促進した。
③装備品のサプライチェーンのリスク管理強化		
サプライチェーン調査の実施、供給途絶などのリスクに対処するため、事業承継などの分野での他省庁の支援ツールとの連携の検討、中小企業の生産効率向上策の検討		
元年度		●主要装備品60品目についてサプライチェーン調査を実施し、調査により得られたサプライチェーン情報の活用のため、その結果を順次データベース化した。
2年度		●令和元年度サプライチェーン調査において「将来的に製造中止する」と回答した企業に対して、電話ヒアリングを実施して製造予定について最新の状況を把握した。 ●調査役務「サプライチェーンリスク回避のための企業支援策の検討」を実施した。
④輸入装備品等の維持整備等への我が国防衛産業の更なる参画		
輸入装備品等の国内企業による維持整備等の追求		
元年度		●令和元年7月に省内に立ち上げたFMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への国内企業参画についての取り組みを推進した。 ●経団連やその会員企業との定期的な意見交換の枠組みを作り、国内企業参画を含む防衛装備政策の課題や改善策等について議論を行った。
2年度		●FMS調達の合理化に向けたプロジェクトチームにおいて、輸入装備品等の維持整備等への国内企業参画についての取組を引き続き実施した。 ●米国の調達制度や慣行、諸外国における企業支援策に係る委託調査を実施した。

⑤防衛装備移転三原則の下での装備品の適切な海外移転の推進

情報収集・発信のための官民連携を推進し、案件形成を図る態勢を整備しつつ移転を推進

- 我が国の防衛産業における情報保全の強化のための施策を推進し、また装備品の海外移転に際して重要技術の流出を防ぐため、情報保全等に関する事務を専門的に取り扱う「装備保安全管理官」を機構定員要求し認められた。
  - 情報保全に係る措置の強化の一環として、契約企業における信頼性の高い情報管理体制を確保するために必要な改正を実施した。
  - 防衛省の保護を要する情報を取り扱う契約企業に義務付ける情報セキュリティ基準等について、米国防省が採用しているサイバーセキュリティなどの新たな基準と同程度まで強化する検討を、情報セキュリティ官民検討会を開催し、官民間で情報共有を図りつつ推進した。
  - 「調達情報セキュリティ監査要員の養成」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を実施した。
  - 「新情報セキュリティ基準対応に係る支援役務」事業において、情報セキュリティ監査担当者に対して、新情報セキュリティ基準等への対応に係る研修を実施した。
  - 重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、平成30年度末に契約条項の改正等を行い、令和元年度から適用を開始するとともに、令和元年12月に知的財産に係る仕様書のひな形を策定した。
- 元年度
- ＜欧米諸国＞
  - ＜イギリス＞
  - 令和元年9月、ロンドンで開催された国際防衛装備品展示会「DSEI 2019」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。
  - ＜フランス＞
  - 令和元年6月、パリで開催された「パリ国際航空宇宙ショー 2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
  - ＜ドイツ＞
  - 令和元年9月、我が国（東京）で開催された「日独防衛セキュリティ産業フォーラム 2019」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
  - ＜東南アジア諸国＞
  - ＜フィリピン＞
  - フィリピンとの間では、平成30年6月の日比防衛相会談において、自衛隊で不用となった多用途ヘリコプターUH-1Hの部品などを無償譲渡することを確認し、同年11月、移転に係る防衛当局間の取決めに署名のうえ、平成31年3月、一部の部品などのフィリピンへの引渡しを開始し、令和元年9月に完了した。
  - ＜シンガポール＞
  - 令和2年2月、チャンギで開催された「シンガポール・エアショー 2020」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。
  - ＜タイ＞
  - 令和元年11月、バンコクで開催された国際防衛装備品展示会「Defense & Security2019」に参加し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報収集を実施した。
  - ＜中東＞
  - ＜UAE＞
  - 令和元年11月、ドバイで開催された「ドバイエアショー2019」に出展するとともにC-2輸送機を展示し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
  - ＜その他＞
  - 令和元年6月、我が国（千葉）で開催された国際防衛装備品展示会「MAST Asia2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
  - 令和元年11月、我が国（千葉）で開催された国際防衛装備品展示会「DSEI Japan2019」に出展し、防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。
  - NATOカタログ制度の参加レベル引上げに必要な体制を整備するため、部外専門機関からの技術支援及びシステムの追加改修を実施した。

- 以下の委託調査を実施した。
  - ・防衛装備品の移転における企業支援策及び価格低減施策に関する調査
  - ・国際装備品展示会の来訪状況、出展傾向等に関する調査
  - ・国防関係調達に従事する企業に適用する秘密及び情報の保護の制度に関する調査
- 重要技術の流出防止や知的財産に係る官民の帰属の明確化の観点から、契約条項の改正等(平成30年度末)や知的財産に係る仕様書のひな形の策定(令和元年12月)を実施し、それらに基づいた知的財産管理を推進した。

- 情報セキュリティ監査担当者に対して、情報セキュリティ制度等に係る知識及び技能を付与する研修を実施した。
- 防衛関連企業が新情報セキュリティ基準に準拠することに伴い発生する新たな企業負担及びクラウドサービスの導入に係る調査に着手した。

《欧米諸国》

<ドイツ>

- 令和2年10月、「日独防衛セキュリティ産業フォーラム」において防衛装備・技術協力の推進の資となる情報発信及び情報収集を実施した。

《東南アジア諸国及びインド》

<インドネシア>

- 令和2年9月、インドネシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

- 令和3年3月、日尼防衛装備品・技術移転協定が発効した。

<ベトナム>

- 令和2年9月、ベトナムを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

- 令和2年10月、日越首脳会談において、防衛装備品・技術移転協定が実質合意に至った。

- 令和3年3月、防衛装備品移転に関するベトナムウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

<マレーシア>

- 令和2年9月、マレーシアを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

<フィリピン>

- 令和2年8月、我が国から海外への完成装備品の移転としては初の案件として、警戒管制レーダーの移転が成立した。

<インド>

- 令和2年9月、インドを対象とした「防衛装備品等の海外移転に係る事業実現可能性調査役務」を開始した。

- 令和2年12月、防衛装備品移転に関するインドウェビナーを開催し、情報発信及び情報収集を実施した。

<その他>

- NATOカタログ制度における日本国の参加レベルをTier1国からTier2国(※1)に引き上げるため、NATO支援調達庁が行うコンプライアンス試験(※2)の速やかな合格を果たすとともに、日本国のシステム改修や同制度に係る業務の実施体制を整備し、日本国のTier2国化に係る同制度加盟国による承認を得て、令和2年10月からTier2国として業務を開始した。また、部外力を活用し、NATOカタログ制度加盟国から複雑多岐に渡る類別依頼等の業務を確実に処理するなど、Tier2国としての業務を円滑に推進している。

※1 Tier1国:NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧できるが、自国の装備品等の情報を提供できない。

Tier2国:NATOカタログに登録された他国の装備品等の情報を閲覧でき、かつ自国の装備品等の情報を登録・発信できる。

※2 コンプライアンス試験:Tier2申請国の類別体制の信頼性に係る試験(指示された処理の適時性、適正性、データの品質等)

2  
年  
度

担当部局名	防衛装備庁	政策評価 実施時期	令和4年8月
-------	-------	--------------	--------